

○6/18 (火)

議案第 35 号「埼玉県後期高齢者医療広域連合規約の変更について」に対する反対討論

議案第 35 号「埼玉県後期高齢者医療広域連合規約の変更について」反対の立場で討論いたします。本議案の内容は規約の「被保険者証及び資格証明書」を「資格確認書等」に改めるものでございます。今年の 12 月 2 日に現行の健康保険証が廃止され、今後はマイナ保険証に一本化されることが決まりました。資格確認書はマイナンバーカードのマイナ保険証の登録が済んでいない方にマイナ保険証へ移行するまでの間に発行されるものです。マイナンバーカードの取得は任意ではありますが、健康保険証が廃止されれば、事実上のマイナンバーカードの取得義務化となります。そこで、資格確認書というものが出てきたのですが、当初、資格確認書は申請に基づいて発行されるものであり、法律にも、次のように明記されています。

(健康保険法 第五十一条の三 被保険者又はその被扶養者が電子資格確認(マイナンバーカードによる資格確認を指す)を受けることができない状況にあるときは、当該被保険者は、厚生労働省令で定めるところにより、保険者に対し、当該状況にある被保険者若しくはその被扶養者の資格に係る情報として厚生労働省令で定める事項を記載した書面の交付又は当該事項の電磁的方法による提供を求めることができる。)

しかし、「これでは、本人が申請しなかった場合、空白期間ができてしまう」という批判が殺到し、政府は、申請なしでも交付をするよう対応を余儀なくされました。これで資格確認書の問題は解決したようにも見えますが、そもそも、政府のこうした対応は、法律で明記されたものではありません。先ほど申し上げた通り、健康保険法が定めているのは、あくまで申請に対し、政府が対応することだけで、申請なしに政府が対応してくれることに法的根拠がありません。ですから、政府のさじ加減一つで、資格確認書は、著しく不便なものとなり、事実上のマイナンバーカードの取得義務化につながりかねません。

また健康保険証との紐づけが進み、電子化された国民の医療情報を政府が把握できるようになれば、「コロナワクチン未接種への厳しい行動制限」にも利用が可能となり、そうなれば事実上の「接種の義務化」にもつながりかねません。デジタル技術の進歩そのものは、生活を便利にする面がありますが、それが政府に都合の良いように利用されて町民の自由が奪われる中国のような監視社会になっていくのではないかと危惧しております。医療情報や預金口座情報を政府が把握することは、メリット以上にデメリットが非常に大きいと考えます。

マイナンバーカードが普及すればするほどは、行動の監視が強まることで、私たちひとり

ひとりの自由が失われ、日本の全体主義化が進む危険が高まっています。当初、マイナンバーの利用範囲は社会保障、税、災害対策の三分野に限定されていましたが、利用範囲が拡大されました。また、現行の保険証が廃止され、マイナ保険証に一本化されます。一方で、財政制度審議会などでは、社会保障費などが膨らんでいくなか、マイナンバーを使って資産を捕捉し、負担できる人には負担してもらおうという議論が行われています。これは財産権の侵害です。

さらに、コロナウイルス等の感染症対策という名目で、政府の権限をさらに強めようとする「緊急事態条項」を憲法に書き込む議論も進められています。「感染症対策」などの目的のためなら国民の自由は犠牲になってもかまわないとするのは、全体主義です。このような国民の自由を奪うような社会になってはなりません。マイナンバー普及による、監視社会に歯止めをかけるべきだと思っています。以上を反対討論といたします。